

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第 37 回理事会

平成 11 年1月

平成 11 年 1月28日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第37回理事会議事次第

【議 題】

- (1) 韓国の事業について

添付資料一覧

第37回理事会

平成 11 年 1 月 28 日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

【報 告】

(1) 韓国事業について

- ・「運営審議会委員のみなさまへ」和田春樹委員 1～2
- ・「転換迫られる取り組みアジア女性基金の行方」 3

(「毎日新聞」1月12日、社会部 明珍美紀記者)

(2) その他

- ・台湾の広告について 4～8
- ・「恒久平和議連 常任幹事 国会図書館長との会談議事概要」 9
- ・「女性のためのアジア平和国民基金」に対する 99 年政府支出予算の凍結を求める申し入れ書(98年12月23日) 10～12
- ・「国民基金」への政府予算凍結を求める(「女性ニュース」1月20日) 13
- ・元「慰安婦」補償立法を求める弁護士協議会(仮称)の結成(1月22日) 14
- ・公開質問状(性暴力を許さない女の会) 15～16
- ・同公開質問状への回答案(アジア女性基金事務局) 17～18
- ・アジア女性基金「武力紛争下における女性の人権」研究会のお知らせ 19
- ・「援助交際について考えるハンドブック」アンケート集計結果 20

運営審議会委員のみなさまへ

本日モスクワへ出発する予定が入っていましたので、やむをえず欠席します。そこで私が進めてきたことについてご報告させていただきます。

12月4日に村山元総理のお供をして、訪韓し、金大中大統領にお目にかかってきました。午後4時45分より青瓦台で会見が行われました。大統領は時間がないからと言われて、通訳を減らされたので、同席されたのは青瓦台副スポークスマン朴仙淑女史のみでしたが、この方は日本語がわからない方です。こちら側は大統領の右となりに村山元総理、それから和田、和田の右に小倉大使が座りました。

村山元総理がまず北朝鮮の問題についてお話になりました。しばらくして、村山元総理が、自分はまた戦後50年のけじめとして戦後のこされてきた「慰安婦」問題を取り上げて解決しようと考え、政府の中で議論を重ねて、政府と国民が一緒になって、おわびと償いをするものとしてアジア女性基金をつくった、1995年8月15日に全国紙にこのような広告を出したと言われ、朝日新聞の全面広告のコピーを広げて、大統領に示されました。だから、なんとか理解していただきたいと言いつけられました。

ついで和田が、日韓共同宣言が日韓新時代をひらき、本当に感謝している、しかし、「慰安婦」問題とアジア女性基金は時代から取り残されている、韓国政府はもうこの問題は話したくないと言われるし、慰安婦基金は解散せよ、国家補償を要求すると言って、会うことも拒絶しておられる、被害者のハルモニは基金の方式の転換に反対して、支給の再開を求めてこられる、というわけで、この問題はこれまでと同じ対立の中にある、日韓新時代においては、この問題を解決しなければならない、アジア女性基金は歴史の被害者に対するおわびと償いの事業を進める、日本政府が責任を持つ唯一の団体だから、日本の中では重要な役割を担っている、というわけで、この問題を解決するには、日韓共同宣言の精神で解決する他ない、その精神とは、対決的な批判ではなく、相互信頼と対話である、日韓両国の政府、両国民の話し合いでなんとか現在の対立から抜け出したいと願っている、とお話ししました。

これに対して、金大中大統領は次のように述べられました。

これは善意で進められたことだということはよくわかっています。和田先生は古くからの知り合いで、善意でされていることはわかっています。この問題については、日本に行く前、私には大きな圧力がかかりました。拉致事件を取り上げて話すべきだという意見がありました。それは私の個人の事件ですから、取り上げないことにしました。しかし、慰安婦問題については相当な圧力がありました。しかし、この問題も取り上げないことにしたのです。政府は被害者に支援金を渡しましたので、それ以上日本から受け取るなどか、受け取れとかは言わない方針です。言われるように、運動団体や被害者とよく話してみても、受け取りたいというなら受け取ればいいし、慰安塔を立てるのがいいと書えば、それを立てるのもいいし、その他の方法があればそれでもいいでしょう。一回で話しがつかなければ、2回、3回と話してみたらよいのではないのでしょうか。

ここで村山元総理が謝辞をのべられ、会見は5時15分に終わりました。

このことは翌日の朝日新聞に報道されましたので、韓国でも注目したと思いますが、最近では毎日新聞の1月12日号のニュース展望の欄に明珍美紀記者が書いた「アジア女性基金の行方、転換迫られる取り組み」の中で、「打開作で韓国大統領に『直訴』紹介され

たので、これも韓国側には伝わったと考えられます。

さて、金大中大統領が話し合ってほしい、一度といわず、2度、3度と会ってほしいと言われましたので、慰対協と会って話をしないと、その次のステップにはいけないと考えました。日韓両政府、両外務省の立ち会いのもとで、会うというのがもっとも良いのですが、これが望めそうにありませんので、慰対協が信頼している人物の立ち会いで会うという道を考えました。そこで12月末に隅谷三喜男先生と池明銀先生というお二人を立ち合い人をお願いして、話し合わせていただきたいをお願いしたのです。お二人ともクリスチャンで、東京女子大の学長と教授の関係でした。隅谷先生はご専門が労働問題で、さきごろ三里塚空港問題で調停人として腕を振るわれた方です。池先生は目下翰林大学の日本問題研究所の所長をしておられ、日韓歴史委員会の韓国側の責任者、金大中大統領のもとでの日本文化解禁問題懇談会の座長をしておられる方です。

隅谷先生は池先生に話して下さったところ、池先生は一度は話し合いをさせた方がいだろうという反応であったのです。そこで1月中旬の池先生の訪日が待たれました。池先生は慰対協に話を伝えて、その反応をまとめて、隅谷先生に送りました。1月18日にファックスでそれが私に送られてきました。

一読した印象は、「隅谷先生のような良識の方のご努力には感謝している。金大中大統領の訪日後の日韓友好の線に沿ってできるだけ早く解決できることを望んでやまない」というようなくだりが建設的であるというものです。基金に対する批判はほとんど影をひそめていて、受け取った人を差別していない、とか、ハルモニたちの生活は安定しているとか、書いているのは、立会人に対する弁明です。謝罪と補償に絞るとして、謝罪については、橋本首相を公式謝罪と認めないと言っていますが、法的責任を認めていない、戦争犯罪と認定していないなどの批判点は消えており、いつもの「パーソナル・フィーリング」問題だけが出ています。こちらは十分話し合えると思いました。それだけでも認識を変えてもらえれば、大きなことです。補償問題は難しいのですが、こちらも象徴的なものでいいとか、賠償でなく、補償と呼んでいいとか、あとは基金の慰労金がしはらわれてもいいとか、柔軟な線が出されています。話をきくのがよいと思います。

大統領が言われるように、2、3回は話し合いをさせていただきたいと思います。こちら側からは、ハルモニたちがほとんど全員日本側から受け取りたいと思っているという状況をどう考えるかを問題提起し、補償を含めたあちらの要求で妥結できなくとも、基金のやることを一歩前進と認めるという、フィリピン方式がとればよいのです。そしてどうしてもいかなる合意も生まれなければ、事業を転換する、その前に申請の出ている人には支給させてほしいと韓国政府に通告するのでよいと思います。

ただし、その場合、受け取った人達のことを認めるとの約束を大統領がしていただくことが必要です。韓国政府の了解がとれないままに、支給を強行すると、受け取った人達は永久に日陰の存在になってしまいます。名誉回復はどうなっても必要です。

1991年1月22日

和田春樹

向原「從軍慰安婦」致上最真誠的歉意

① 亞洲女性基金會以台灣原「從軍慰安婦」為對象所實施的事業

韓國法人亞洲女性和平基金會(亞洲女性基金會)將以原「從軍慰安婦」為對象，(1)表達補償心意(救護慰安基金)，(2)實施由日本國政府撥款的醫療福利援助事業。這項事業現在已經在韓國和菲律賓開始實施，至今已有多位原慰安婦接受了這項事業援助。

來自日本國民的補償心意

亞洲女性基金會以日本國民的捐款為資金，對每位原「從軍慰安婦」贈送 200 萬日圓的慰安金，以表示補償心意。此慰安金將由日本國民對身心遭受難以治癒的傷害的原「從軍慰安婦」表達日本國民的心意，並有用來代替日本國政府賠償的意味。

日本國內閣總理大臣的真誠歉意和反省

亞洲女性基金會在向每一位原「從軍慰安婦」贈送慰安金的時候，遞交日本國內閣總理大臣代表日本國政府表達真誠的「歉意和反省」的信函。

由日本國政府撥款的醫療福利援助事業

日本國政府為其國地承擔對受害者的應有責任，由政府撥款並透過亞洲女性基金會對原「從軍慰安婦」實施醫療福利援助事業。亞洲女性基金會將以直接且具體有效的方法對原「從軍慰安婦」實施該項事業。其內容有：(1)改善住居，(2)提供醫療設備，(3)提供醫療及醫藥用品補助，及其他對受害者個人情況和需要的事項。在五年內每位原慰安婦可得到 300 萬日圓的有期補助(第一年為 200 萬日圓，第二年開始每年 100 萬日圓)。

願早日將慰安金送到各位原「從軍慰安婦」的手中

亞洲女性基金會尊重原「從軍慰安婦」本人的意願，希望早日將日本國民的補償心意送到各位原慰安婦的手中。此外，對於每位接受慰安金的時候，當然不會以「不得提出國家賠償訴訟」等做為條件。

總理大臣的區
敬啟者
此次，日本政府及日本國民共同通過的「亞洲女性
和平慰安基金」，對於原「從軍慰安婦」的慰安金，
此之際，我在此代表日本國民的心意。
從軍慰安婦問題是在當時日本專制之下所發生的，
許多女性的生命與尊嚴受損。本人以日本國內閣
總理大臣的身分，向曾經遭受慰安婦痛苦與傷害的
，精神與身體受到難以治癒之傷害的各位女士，再度
表示衷心的歉意及反省之意。
雖然在歷史的沉重性以及對未來的責任，我們均
無法逃避。日本國民對慰安婦問題的立場是，對戰爭
為反省之意，決心正視過去的歷史，並將之正視地傳
達於後代，使其不再發生。並且，我們也將繼續努力
於解決與慰安婦有關的各項問題。
本人由衷地期望各位女士今後的人生安寧如意。
謹此致意
日本國內閣總理大臣 小淵 三 郎
一九九九年

③ 捐款者之心聲

亞洲女性基金會在收到個人及
市民團體等的捐款的時候，也
收到很多信。它們是每位捐
款者的心聲，表達了捐款者的
捐款目的。亞洲女性基金會將
它們歸類後，遞交給各位原
「從軍慰安婦」。

① 這是身為一個人，如何致
歉、賠罪無法解決的問題。但是，
不再和同樣的錯誤，謹將此心牢記
一輩子，以表歉意。

② 戰爭時，我還是個孩子。後來我知道了「從軍慰安婦」
的存在，當我想到受害女性的慘狀時，就對採取這種殘
人道的方式的日本軍方感到憤怒而難料。我因為每一日
日本人都應該對這種罪惡感到羞恥，作為其具行行動，我認
為這種罪惡具有意義。

③ 身為這個國家的一個人，就無法逃避日本過去所犯的罪
惡及其歷史。作為日本人，作為一個人，在此向被迫成為
「從軍慰安婦」的婦女們由衷致歉。並祝願亞洲女性基金會成
功。一發自一個曾經經過二次大戰的27歲青年。

④ 我們現在深深地對過去反省、謝罪之後，才能重新創造
未來。我父親也曾從軍到中國去過，更令我感到不安。為人
子女，以及身為一個日本國民，我應該對「從軍慰安婦」
表達我們的歉意心意，並祈願慰安婦們健康。



→ 見出11003

④ 關於接受亞洲女性基金會事業的手續

● 對象

經台灣當局或有台灣當局委託進行認定工作的團體認定為原「從軍慰安婦」並希望接
受亞洲女性基金會事業者。

(附註) 符合前項情形，於1985年7月1日(亞洲女性基金會成立日)時仍生存者，其配偶及子女僅得接受慰安金。
未接受本基金會事業以外的任何補償援助，完全不影響作為本基金會事業對象。

● 受理時間 1997年5月2日起至5年。

● 聯絡處 濟南法律事務所

地址 台北市仁愛路三段130號美都大樓15樓 電話：(02) 2755-7306 分機150 傳真：(02) 2755-6406、2707-2299
(兩週星期一至星期五，上午9時至下午6時)

凡符合本事業對象條件者，經向本聯絡處查詢，將提供詳細資料。

聯絡處將提供姓名、地址及身分證明資料，並可協助向日本政府申請。

財團法人亞洲女性和平基金會 亞洲女性基金會 台灣地區 台北 濟南法律事務所 原 立三

聯絡電話 107-0022 日本東京東京都港區新橋1-17-1 電話 81-3-3582-0346 傳真 81-3-3582-0347 http://www.asf.or.jp

ヘッドライン

元「従軍慰安婦」の方々へ誠意をこめてお詫びをお届け致します。

① 台湾の元「従軍慰安婦」の方々に対するアジア女性基金の事業について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)は、元「従軍慰安婦」の方々に対して、①償いの気持ち(償い金)のお届けおよび、②日本政府の資金による医療福祉支援事業をお届け致します。これらの事業のお届けは、韓国、フィリピン等で既に開始されており、これまで約 50 名の元慰安婦の方々が事業を受取られました。

日本国民からの償いの気持ち

アジア女性基金は、元「従軍慰安婦」の方々に対し、償いの気持ち(償い金)として、日本国民からの募金を原資として、お一人当たり 200 万円をお届けします。償い金は、政府の補償の肩代わりとして受取っていただくというものではありません。「従軍慰安婦」として心身にわたり癒しがたい傷を負われたの方々に対して責任を感じる日本国民が、償いの気持ちを表現するものに他なりません。

日本国の内閣総理大臣としての真摯なお詫びと反省

償い金をお届けする際には、お一人お一人に対して、日本国政府を代表して内閣総理大臣より真摯なお詫びと反省を表明する手紙をお届けします。

日本政府の資金による医療福祉支援事業

元「従軍慰安婦」の方々に対する医療・福祉支援事業は、日本政府が犠牲者への道義的責任を誠実に果たすために、日本政府の資金によりアジア女性基金を通して行うものです。アジア女性基金としては、元「従軍慰安婦」の方々に直接・具体的に役立つ方法で実施したいと考えております。①住宅改善、②介護サービス、③医療・医薬品補助、その他、犠牲者の方々個人のご事情とご要望にそって、事業開始日から約 5 年の間に、一人当たり総額 300 万円規模(初年度は最高 228 万円規模と、2 年めからは毎年 18 万円規模)で実施されます。

(2003年3月31日まで)

元「従軍慰安婦」の方々の元に、一日も早くお届けしたい

アジア女性基金は、元「従軍慰安婦」ご本人の意向を尊重し、アジア女性基金の事業を受け入れてもよいと判断された以上の方に、一日も早く日本国民の償いの気持ちをお届けしたいと考えております。尚、償い金等の受け取りに際し、「国家補償の訴訟を提起しない」等の条件を求められることは一切ありません。

② 総理の手紙

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけには参りません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えと共に、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

平成十一(1999)年
日本国内閣総理大臣 小渕 恵三

③ 私たちの心情

アジア女性基金に個人・市民グループなどから募金とともにたくさんのメッセージが寄せられています。このメッセージは募金された方々の気持ちであり、一人一人の募金の趣旨を表しています。このメッセージは翻訳して元「慰安婦」の方々にお渡ししています。

◎人間として、おわびしてもおわびしきれない問題ではありませんが、この過ちを今後決して繰り返さないこと、その意思を生ねもちつづけることでおわびしたいと思います。

(仙台市・女性)

◎戦中、私はまだ子供でしたが、後に「従軍慰安婦」の存在を知り、この犠牲になった女性たちの悔しさを察して、このような非道な策を実行した日本軍隊に対する怒りで身が震えました。この罪の償いは日本人一人一人が果たすべきものと考えます。その具体的な行動の一つとしてこの募金の意義を認めます。

(広島市・男性)

◎この国の人間である以上、この国の過去の過ち、歴史からのがれることはできません。従軍慰安婦とされた皆様に日本人として、人間として心からお詫び申し上げます。アジア女性基金のご成功をお祈りいたします。—あの戦争を知らない27歳の若者より

◎私たちがきちんと反省、謝罪をし過去をきちんと清算し、その後に将来をあたらしく築くべきです。父が中国に従軍で行きましたので、心配です。国民として子供として「従軍慰安婦」の方々に少しでもお詫びができたと思います。ほんの少しですが使ってください。

④ アジア女性基金事業受け取りの手続

▼対象者

台湾当局ないしは台湾当局が認定作業を委託する団体により元「従軍慰安婦」として認定を受けておられ、アジア女性基金の事業を受け入れることを希望される方

(注)上記に該当する方で1995年7月19日(アジア女性基金設立日)時点の生存者で、そしてその後亡くなられた方の場合は、その配偶者および子は償い金と総理の手紙のみを受取ることができます。

※基金事業以外のいかなるお金を受取っても、基金事業の対象者としての資格に何ら影響はありません。

▼受付期間 1997年5月2日より5年間

▼問い合わせ先 萬國法律事務所
台北市仁愛路三段136号芙蓉大樓15楼
電話 02-2756-7366 内線150
(毎週月曜～金曜 9時～17時)
FAX 02-2756-8486/2707-2299

事業の対象者として該当されると思われる方は、上記の窓口にお問い合わせ下さい。詳しい資料を送付致します。

★申請者の方の秘密(氏名、住所、その他の個人情報)は厳守いたします。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

理事長 原文兵衛

〒107-0052 日本国東京都港区赤坂2-17-42

電話 81-3-3583-9346

FAX 81-3-3583-9347

恒久平和調査 常任幹事 国会図書館長との会談 議事録

○日 時：平成10年12月24日（木）15:00～15:40

○場 所：国立国会図書館長室

○出席者：

国立国会図書館：戸張 正雄 館長

総務部総務課 村山 勝雄 課長、網野 光明 課長補佐

議員：清水 澄子 副幹事長、馳 海 常任幹事、田中 甲 幹事長

○議 題：国立国会図書館法改正案について（意見交換）



恒久平和調査

議事録

一 戸張 正雄 国会図書館長

私見として、以下のように国立国会図書館法改正案について、所見を述べられた。

○（国立国会図書館法改正案が規定している恒久平和調査局の業務が）従来の国会図書館の業務になじむものであるか疑問を持っている。

国会図書館の業務は、国会法第百三十条及び国会図書館法第二条の目的にあるとおり、「国会議員の調査研究に資するため」である。

○改正案中、行政機関から強制的に資料を提出させる機能が書かれているが、これは従来の国会図書館の役割からするとなじまない。

二 議事常任幹事側から出された意見の概要は以下のとおり

1 調査機関をどこに置くかから検討して、中立的な機関を考え、国立国会図書館とした。法制的にもクリアーしている。

2 実態的な調査を行い、資料を整えておくことで国会図書館の目的である国会議員の調査研究に資するのではないか。

3 人員と予算確保のため、大蔵と予算折衝が必要になるが、今国会図書館が抱えている仕事はどうか。

三 戸張 正雄 国会図書館長

（1について）調査の中立公正という点には自信がある。

（3について）京都に第二国会図書館を建てること、上野に子供図書館を建てること、電子図書館網の実現等である。また会館のデータベース化も進めており、国会議員に役立つよう頑張っている。

（全般）法律案を作成されるのは国会議員で、国会でお決めることに本来、当方で意見を言える立場に出来ない。法案が成立したら、誠実に進める。

（参考）

○国立国会図書館法（昭和二十三年二月九日法律第五号）抄

前文：国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一条 この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、さらに日本国民に対し、この法律に規定する図書館事務を提供することを目的とする。

（以下略）

1月13日 議事事務局作成（未定稿）

※ 次回常任幹事会日程：1月20日（水）11:00～12:00

衆議院第二議員会館 議員会館室

常任幹事以外の方でもお時間のある方は御参加ください。

「女性のためのアジア平和国民基金」に対する1999年度政府支出予算の凍結を求める

申し入れ書

大蔵大臣 宮沢 喜一 殿

私たちは、第2次大戦中アジア各地で日本軍による性奴隷（「従軍慰安婦」など）被害を受けた女性たちに対し、日本政府がきちんと謝罪と個人補償をすべきであるとかねてより主張してきました。

貴大臣が総理大臣として在職中に、日本政府は「慰安婦」強制の事実を認め、お詫びと反省の気持ちを表明しました。ところが、多くの被害者の反対にもかかわらず、「女性のためのアジア平和国民基金」を政府のイニシアティブで設立し、これをもって加害国政府の責任を回避しようとしてきました。そして、韓国・台湾など被害国の政府や民間団体の反対にもかかわらず、強引に「償い事業」を進め、各国に混乱と反発を引き起こしてきました。こうした姿勢は国連人委員会やILO専門家委員会だけでなく韓国大統領からも批判を受けています。本来アジアの諸国民との和解を求める事業であるべきところが、かえって亀裂を深め、国益を損ない、税金の無駄使いになっています。

過去3年間の政府拠出金の内容を公表し、事業内容を厳しく検討・評価した上で、1999年度の政府支出予算を凍結するように申し入れます。

以上

1998年12月23日

戦後補償の実現を！日韓市民連帯共同委員会 共同代表 持橋多聞・坂内義子・金英姬
リドレス国際キャンペーン'98(ICR'98) 共同代表 大島孝一・川田文子

在日の慰安婦裁判を支える会

戦争責任を問う関連裁判を支援する会

代表 松岡澄子

朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会

代表 皇甫康子

日本キリスト教会「従軍慰安婦」問題と取り組む会

代表世話人 渡部静子

歴史の事実を視つめる会

代表 前田 朗

相模原「市民自治を考える会」

代表 浅賀きみ江

都留文科大学生活協同組合労働組合

代表 穴戸峰子

「マラヤ・ロラズとともに」日本軍の性暴力を問う会

<女と人権>くにたち市民の会

三宅和子（日本キリスト教会「従軍慰安婦」問題と取り組む会）

津村幸子（日本キリスト教会「従軍慰安婦」問題と取り組む会）

竹内康人（静岡・強制連行を記録する会）

鈴木裕子

西浦昭英

連絡先：戦後補償の実現を！日韓市民共同委員会／リドレス国際キャンペーン'98

〒102-0072 千代田区飯田橋4-5-16-301 ☎03(3237)0217 FAX03(3237)0287

女性アジア平和友好活動国民参加支援経費の推移

7年度	489百万円
8年度	489百万円
9年度	496百万円
10年度	408百万円
11年度大蔵原案	346百万円

元「慰安婦」補償立法を求める

弁護団協議会（仮称）の結成

1999年1月22日

副代表 弁護士 藍谷 邦雄

【弁護団協議会の結成】

別紙のとおり、（仮称）「元「慰安婦」の補償立法を求める弁護団協議会」が結成された。1月19日下配弁護士によって合意され、本日発足となった。

参加弁護団と弁護士は以下のとおり

- | | |
|----------------------------|--------|
| ①釜山従軍慰安婦・女子挺身隊公式謝罪請求弁護団 | 山本 晴太 |
| ②フィリピン「従軍慰安婦」国家補償請求訴訟弁護団 | 菅沼 友子 |
| ③オランダ人元練兵・民間抑留者被害賠償請求訴訟弁護団 | 鈴木 五十三 |
| ④中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟弁護団 | 大森 典子 |
| ⑤在日元「従軍慰安婦」謝罪・補償請求事件弁護団 | 藍谷 邦雄 |
| ⑥1月22日、台湾「慰安婦」賠償請求事件弁護団賛同 | 小野 美奈子 |
| ⑦アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟弁護団 | |
| ⑧中国山西省性暴力被害者賠償請求弁護団 | |

にも呼びかけており、後日賛同のことと予想している。

【経過】

昨1998年8月20日、「慰安婦」裁判の支団団体等の呼びかけによって、上記弁護団の中、⑥を除く弁護団が参加して、開審・下開判決を生かすための集会在ひらかれた。この集会后に、下開判決を生かす会」が発足するとともに、他方同年12月、在日元「従軍慰安婦」謝罪・補償請求弁護団により、上記8弁護団に「慰安婦」賠償立法準備の呼びかけがなされた。第1回が同年12月24日ひらかれ、上記①～⑧の弁護団が参加した。結果、下開判決を踏まえて、「慰安婦」に関する賠償・補償法の立法が必要なこと、その為に弁護団がそれぞれの依頼者である原告及び支援・運動団体等の意向を踏まえた法案要綱を準備することの意見の一致をみた。第2回が、前記1999年1月19日開かれ、別紙弁護団協議会の発足を合意した。今後、協議会によって、本年3月頃を目処に第一次法案要綱を、各原告・支援団体・運動団体等の意見を聴取した上、本年8月を目処に第二次法案要綱を完成されることをめざし活動することとする。その後の立法運動については、その時点で再協議することとした。尚、暫定的に藍谷が代表となった。

【これまでの議論の論点】

法案として考えるべき論点は大方下記のとおりである。

- (1) 「慰安婦」の定義と名称
「慰安婦」とするか「性暴力被害者」等とするか
- (2) 目的
謝罪、違法の確認、賠償・補償
- (3) 対象
 - ① 被害の形態
 - ② 時期
 - ③ 地域
 - ④ 生存者のみ？、外国人のみ？
 - ⑤ その他
- (4) 法律の性格
賠償の確認か、創設的補償立法か
- (5) 補償の金額
- (6) その他
 - ① 所管
 - ② 財源
 - ③ 認定と実施機関
 - ④ その他

元「慰安婦」の補償立法を求める弁護団協議会（仮称）

1. 本協議会は、元「慰安婦」に対する補償立法の実現を期し、法案要綱を準備することを目的とする
2. 本協議会は、元「慰安婦」を代理する弁護士によって構成される。代表1名をおく。
3. 1項の目的を達成するため、次の諸活動を行う
 - ① 開審下開判決が判示したところを基に補償法要綱第一案を準備する
 - ② 第一案に基づき、原告、被害者・支援団体及び各団弁護団と打ち合わせをもち、可及的合意の基に補償法要綱第二案を準備する
 - ③ 補償法要綱第二案は、本年8月を目処に準備完了する
 - ④ 補償法要綱第二案の準備にあたっては、元「慰安婦」以外の被害者を代理し補償立法を求める弁護団との意見交換も行う。
4. 本協議会は、補償法要綱第二案の完了公表をもって1項の目的を達成したものとし、その時点で同立法実現に向けての次の活動を協議する。

1999年1月22日発足

公開質問状

財団法人 女性のためのアジア平和基金御中

大阪市東淀川郵便局私書箱15号

☎・FAX 06(322)2313

性暴力を許さない女の会

私たちは過去10年にわたって、性暴力被害者のための電話相談や裁判支援などのサポート活動を行っているボランティア団体です。この度、貴基金が主催される「女性に対する暴力・性的虐待に関するメンタルケア・セミナー～当事者の立場にたったサポートとは～」の開催お知らせをいただきました。私たちはこの企画を貴基金が主催されることに大きな違和感を持ち、このような公開質問状を提出することにしました。

「従軍慰安婦」制度の被害者たちは、国家謝罪と国家補償を要求しています。しかし、貴基金は「その実現は法的に困難であり、年老いた被害者への償いに残された時間は無い」との理由でその要求を拒否し、国家としてではなく国民として償い金を拠出しようと設立されました。貴基金は財団法人といっても私的団体ではありません。償い金は国民からの拠出金であっても、事務局の運営費などは政府予算から支出され、政府に代わって橋本総理のお詫びの手紙を被害者に手渡したり、政府から支出される医療福祉事業に携わったりと、公的活動に従事しています。そのような性格をもつ貴基金が「日本政府が謝らない、補償しないことの隠れみのである」と、被害者たちの批判を浴びることは当然であるといえます。

韓国、フィリピン、台湾の「認定された」860名の被害者のうち80名しか償い金を受け取っていないという事実こそ、貴基金が当事者たちのサポートには程遠い事業を行ってきたことを物語っていると思います。

以上の貴基金を巡る経緯を踏まえるならば、今回の企画に欺瞞性を感じざるをえません。呼びかけ文には「慰安婦」問題の一言もありませんが、貴基金は「慰安婦」問題は性暴力の問題ではないとお考えなのではないでしょうか！性暴力の問題だと認識しているのなら「当事者の立場にたったサポート」とはどのようなことだとお考えなのではないでしょうか！

私たちの10年間の経験から言わせていただければ、性暴力の被害者がそのトラウマから回復するためにたどる道はさまざまです。加害者を処罰することに重点をおく方もいますし、自分の癒しを中心にする方もいます。その道は多様であって当然です。しかし、こと「慰安婦」制度の被害者たちは、償い金を受け取った被害者においても、日本政府による国家謝罪、補償を求めているのです。それが当事者である彼女たちの変わることのない立場なのです。そこから始めることによってしか彼女たちの望むサポートにはならないとは思いませんか。

1991年に「慰安婦」制度の被害者の方が次々に名乗り出て、日本政府による国家補償、

謝罪を求められた時、私たちの所に「半世紀前のことを訴えることが出来るなら、私の被害についても訴えたい」と何人ものサバイバーが相談電話をかけてこられました。

「政治決着」や「法律の壁」を承知のうえで訴えた「慰安婦」制度の被害者たちに日本のサバイバーが逆にどれほど力づけられたことでしょうか。日本のサバイバーの突き当たっている壁と「慰安婦」制度の被害者が突き当たっているそれは、実は同じものなのだと私たちは実感しました。

このような立場から以下の質問状を提出する次第です。

1、「女性に対する暴力・性的虐待に関するメンタルケア・セミナー」の掲げる「当事者の立場にたったサポートとは」の「当事者」に「慰安婦」制度の被害者が入っていないのは何故なのでしょう？

2、「慰安婦」制度の被害者の立場、要求に対して、これまで貴基金が行ってきたことについてどう考えるのでしょうか？

償い金を拒否された被害者は勿論、償い金を受け取られた被害者でさえも、日本政府による国家謝罪、補償を求めています。このような当事者の立場にたったサポートを今後どのように展開されるのでしょうか？

3、日本の性暴力に関わる法的な不備についてこの企画で焦点が当たっていないのは何故でしょうか？「慰安婦」問題と法的処罰の関連でお答え下さい。

性暴力の被害者のメンタルケアにとって、加害者の法的処罰、謝罪は大きな意味をもちます。日本の法律は残念ながら、刑法では六ヶ月、民法では三年という時効ゆえに、多くの被害者から法的処罰の手段が奪われています。また、時効に間に合って訴えたとしても、暴行・脅迫を成立要件とする現行法のもとで、被害者は被害者であると認定されるために厳しい「資格審査」を受けざるを得ません。警察や裁判でセカンドレイプにあうのは、こうした現行法の欠陥によることが大なのです。しかるに、この企画ではこのような法的不備について触れるとは思えません。性暴力を語るときに大切な法律の問題を避けているのは、「慰安婦」問題での法的対応を避けてきたことと共通しているのではないのかと感じざるを得ません。

以上、三項目の質問に対して、1999年1月末までに回答をお寄せ下さい。またこの公開質問状、及び貴基金の回答について、当日の参加者、並びに「アジア基金ニュース」で公表されるよう要望します。

1998年12月24日

公開質問状回答案

性暴力を許さない女の会御中

女性の人権、特に性暴力被害者の人権のための貴会の日頃のご活動に敬意を表します。

1998年12月24日付けの貴会からの公開質問状を受け取りました。当基金の主催するセミナーにご関心を持って下さったことに感謝いたしますが、当基金についていくつか誤解されている点が見受けられます。

当基金は、市民と政府が一体となって、元「慰安婦」の方々への道義的責任を具体的に表わすため発足いたしました。被害者の方々は高齢となられ、償いに残された時間は限られています。そのため、当基金としては、一刻も早く、出来ることを具体的な形で表わしたいと、この事業に取り組んでいます。

さらに、もう一つの目的は、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、今日的な女性問題、女性に対する暴力、社会的差別、あるいは人権侵害等に対する取り組みを行っております。その一環として今回「メンタルケア・セミナー」を計画しました。

以下、ご質問への回答です。

- 1) 当基金は、「女性に対する暴力・性的虐待に関するメンタルセミナー」の掲げる「当事者」から「慰安婦」制度の被害者を除外するつもりはありません。もしも「慰安婦」とされた女性たちのメンタルケアに携わっている人たちがセミナーを受講されたいというのであれば、それらの方々も対象にします。但し、今回のセミナーは、警察、病院、学校、福祉事務所、女性センターなど、被害当事者やその周囲の人から相談を受ける機会の多い方を対象にした実践的なものです。

また、「慰安婦」制度の被害者に対するケア・サポートについては、相手国政府あるいは支援団体をお願いして、必要な医療・福祉のプログラムを行っています。フィリピンを例にとれば、フィリピン政府の社会福祉開発省のソーシャル・ワーカーが家庭訪問を定期的に行い日常的なケア・サポートを家族やまわりの人々と一緒に協力して行っています。また、必要に応じて医師が対応しています。

- 2) 「慰安婦」制度被害者に対しては、貴会の質問状にも書かれているとおり、「償い金」をお届けすること、医療・福祉支援事業を実施すること、総理のお詫びの手紙をお渡しすること等の事業を行ってきました。これらは被害者本人の申請があって、初めて実施されるもので、その意思に反して行っているものではありません。

さらに、被害者は、「償い金」の受け取りに際し、「国家補償の訴訟を提起しない」等の条件は一切求められておりません。そのため、1996年夏のフィリピンでの事業開始以来、90名以上の方々がアジア女性基金の事業を受け入れています。

- ③ 今回のセミナーにおいて、当基金では「メンタルケア」に焦点をあてることとしました。女性に対する暴力、特に性虐待においては、被害者の「ケア」、精神的な問題が常に二次的な問題として見過ごされてきました。被害者の周辺の人々、相談を受ける側にこのセミナーを通して、被害者の心の問題、被害者の「精神的なケア」に重点を置いた対応が関連機関に広がることを目指しております。

ご質問中、今回のセミナーで法的な問題に触れていないことについて『慰安婦』問題と法的処罰の関連でお答え下さい』という意味が不明ですので、この点にはお答えできません。

おわりに、当基金の名称は「財団法人女性のためのアジア平和国民基金」であり、「財団法人女性のためのアジア平和基金」ではありません。「公開質問状」というような名称で、書簡を送付される以上、せめて名宛人の表示は正確になさるよう念のため申し添えます。

また、「公開質問状」というのは、貴会が質問および当基金からの回答を公開することによって、当基金がこれをどのように扱うか（機関紙に掲載するかどうかを含めて）は、当基金の判断に委ねられていると考えます。

当基金では、性暴力被害者の人権について先駆的な役割を果たしてきた貴会のような団体から、ご意見を聞かせていただき、今後の活動の参考にさせていただきたいと思っております。2月26日または2月27日には、今回のセミナーのために当基金のスタッフが大阪に出張いたしますので、貴会の代表者の方々と意見交換の機会を持ちたいと希望しております。ご意向をお聞かせ下さいますようお願いいたします。

1999年1月26日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

アジア女性基金「武力紛争下における女性の人権」研究会
—講演会のお知らせ—

「国際刑事裁判所の枠組みについて(仮題)」

講師: 藤田久一 神戸大学教授

司会: 林陽子弁護士(アジア女性基金運営審議会委員)

アジア女性基金では「武力紛争下における女性の人権」をテーマに、内外の学者や研究者等の方々と共に研究会を行っています。このたび発足より一年の節目として、講演会を催すこととなりました。広く一般の方々にも参加いただきたく、ご案内申し上げます。

記

日時: 1999年3月25日(木) 18:00~20:45

場所: 東京ウイメンズ・プラザ 1階視聴覚室

東京都渋谷区神宮前 5-53-67 電話 03-5467-1711

(地下鉄表参道駅B2出口より、青山通りを渋谷方向へ徒歩7分。通り右側。)

出席を希望される方は、予め下記までお申し込みください。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42
電話 03-3583-9346 FAX 03-3583-9347

「援助交際について考えるハンドブック」アンケート集計結果

(有効回答数：305件<99.1.25現在>)

問1	どのようにご活用いただけでしょうか？（複数回答）	回答件数
1	教室	76
2	勉強会	63
3	家庭での話し合い	10
4	行政で使用	14
5	その他	151
問2	お役に立っただけでしょうか？	回答件数
1	大いに役立った	130
2	少しは役立った	138
3	全然役に立たなかった	3
4	その他	28
*	無回答	6
問3	今後、女性・子どもの問題で、どのようなものが必要と 思われますか？（複数回答）	回答件数
1	女性の人権問題	111
2	家庭内暴力	54
3	男女平等	66
4	子どもの権利	52
5	教育問題	131
6	いじめ問題	76
7	その他	34

戦後補償実現！FAX速報 No. 248. 98. 12. 22.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 tE-mail cfrtyc@aol.com

■光州千人訴訟、被害事実認定し、請求棄却。「直接補償の検討望まれる」と立法促す

12月21日、第2次大戦中に強制徴用された韓国・光州市周辺在住の元軍人・軍属とその遺族363人が日本政府に公式謝罪と総額 126億3000万円の補償を求めている裁判（92年2月提訴）の判決で、東京地裁（坂本慶一裁判長）は被害事実を「一応認められる」と認定し、「直接的補償措置の検討が望まれることはいうまでもない」と国会に立法を求めた。しかし、「憲法前文の『道義的国家であるべき義務』は原則・理念の説明で直接に請求の根拠にならない」「明治憲法下で請求できるのは土地収用法など具体的な法律がある場合のみ」と判断。立法不作為については「補償立法措置を講じていないことが立法府の裁量権を逸脱し、違法とまではいえない」と述べ、請求を棄却した。判決後の記者会見で夫が海軍に徴用され戦死した原告代表の李金珠さん（78）は、「日本は韓国人を侮っている。戦死を通知しただけで、道徳を失っているとしか思えない」と憤慨、他の遺族らも泣き崩れた。原告は即日控訴した。（12/22報）

■強制連行・不二越訴訟、名古屋高裁でも時効・除斥で控訴棄却。時効起算点は後退

第2次大戦中「女子挺身隊員」として富山市の工作機械メーカーの不二越で強制労働させられた李鍾淑さん（67）さんら3人が会社を相手どって未払賃金の支払いなどを求めた訴訟の控訴審判決も21日名古屋高裁・金沢支部（窪田季夫裁判長）で言い渡されたが、判決は1審判決（96年7月富山地裁＝不二越の支払い義務を認めながら請求は時効により棄却）を支持、原告の訴えは再び退けられた。高裁も賃金請求権は認めたものの、65年日韓国交回復を時効の起算点（1審は91年の「個人の請求権は消滅していない」との政府見解時）として1審判決よりさかのぼり、提訴（92年9月）の時点ですでに時効が完成、国際人権法違反・不法行為にもとづく損害賠償請求も民法724条の除斥期間の経過によって不可、債務不履行の損害賠償請求も時効が完成、と1審判決より後退した内容。「強制労働」についても「差別され苛酷な労働を強いられるなどの重大な人権侵害はなかった」と否定した。原告は上告する方針。（12/21報、22報）

■（詳報＝前号速報）カナダ政府による元日本軍捕虜らへの補償金支給額は1人 184万円

11日カナダ政府が支払いを発表した第2次大戦中香港で日本軍の捕虜となった元軍人の強制労働への補償金（14億円）の受給予定者（元捕虜と生存する配偶者ら）は約700人。1日18カナダドル（＝約1450円）×44ヵ月の計算で1人当たりの補償金は約24,000カナダドル（＝約184万円）。太平洋の他の場所で日本軍の捕虜にされた少数のカナダ人やドイツのブーヘンワルド強制収容所に1945年に3ヵ月抑留され、強制労働させられていた26人の元空軍将兵やその配偶者に対しても、同様の計算で補償金が支払われ、いずれも免税措置が講じられる。1952年のサンフランシスコ平和条約にもとづき日本政府は1人1日当たり1米ドルを支払い、

1958年にカナダ政府がさらに50セント上乗せした額を支給しているが、元捕虜は強制労働に対する補償を日本政府に要求してきた。日本政府がこの要求を一貫して拒否しているため、元捕虜はカナダ政府に補償を求めている。発表したミフリン退役軍人相は「この問題はあまりに長く時間がかかり過ぎている。今こそ正しいことを実現すべきだ。捕虜として特別の困難を強いられた特別の人たちに対する特別の支払いだ」と説明。アクスワーシー外相も「長年日本政府に働きかけてきたが成功しなかった。これ以上長引かせることはできない。被害を受け犠牲になった元軍人へのカナダ人の感謝の気持ちの表現だ。公正、平等、正義というカナダ的価値が維持され、これら元軍人への道義的負債を政府が支払うことになったことを喜ぶ」と語った。日本政府が頑なに補償を拒否し、やむを得ず被害者を抱える当事国政府が肩代わりの支援金を支給するという経過と内容は、元「慰安婦」に対し台湾、韓国政府がとった措置に似ている。なお、ドイツ政府はブーヘンワルド収容所の元捕虜に別途の補償を検討中との報道もある。香港で捕虜になったカナダ将兵は1685人、その内260人が収容所で死亡している。(12/12期・AP社)

■ピノチェト元大統領の逮捕可否、英上院で再審理へ。判事の公正さに疑義

17日英上院は11月25日にピノチェト元チリ大統領に「免責特権」を与えず、逮捕を正当とした決定を、判事の公正に問題があったとして破棄、審理のやり直しを決めた。逮捕を正当とし3人の判事の1人レオナルド・ホフマン判事が夫人とともに元大統領訴追運動を行ってきたアムネスティの活動に関係していたことが判明したため。ピノチェト弁護団の主張を認め、前回とは別の5人の判事による再審理が行われる。詳しい理由は来月初めに発表予定。進行していた刑事裁判所での引き渡し手続きの審理も中断された。(12/18稿)

■台湾で「慰安婦」の記録映画が記録映画賞を受賞。日本での裁判に向けて準備も

台北市婦女救援社会福利事業基金が製作した記録映画「阿媽的秘密—台籍慰安婦的故事」(監督=王念慈)が12日に今年の台湾映画「金馬賞」ドキュメンタリー部門の優秀賞に選ばれた。来年のベルリン国際映画祭、ロッテルダム国際映画祭などにも招待されている。一方、東京地裁への提訴準備のため14~17日台湾「慰安婦」弁護団が訪台し、約30人の聞き取り調査を行った。16日台北で記者会見した清水由規子、藍谷邦雄弁護士らによれば、高齢者が多く、すで名乗り出た被害者の1/4 近くが亡くなっているという。提訴は来年春頃になる見込み。記者会見には被害者2人も出席し、支持を訴え、16日付地元各紙夕刊は写真入りで提訴準備のニュースを大きく紹介した。なお、直前の10日にも被害者の1人(74)が亡くなった。(ICR 98, 12/17稿)

■<案内>リドレス国際キャンペーン'98(ICR 98) 98年総括会議

12月23日(水) 13:00-神保町区民会館2F洋室A(「神保町」下車)、今年の活動の集約と今後の活動の相談、各種提案募集中!、連絡先=ICR 98 T03-3262-4971、F03-3237-0287

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会12月例会

12月23日(水) 15:00-神保町区民会館2F洋室A、99年の国連・ILOロビー活動についての相談、連絡先=同連絡会、T03-3237-0217、F03-3237-0287

【裁判情報】12月24日(木) 13:30-三菱広島裁判(結審)、広島地裁304号

12月25日(金) 三菱長崎裁判第1回公判、福岡高裁

【お知らせ】戦後補償・弁護士連絡協議会と戦後補償ネットでは1月22日(金) 17:30-弁護士会館で「戦後補償裁判の現況と今後の課題'99」を開きます。別紙案内をご覧ください。

戦後補償実現！FAX速報 No. 250. 99. 1. 9.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 #E-mail cfrtyo@aol.com

【特集】戦後補償・欧米の動き'98.12月 ■英政府財産没収ユダヤ人に補償基金創設へ

12月7日英政府はナチスに迫害されたうえ、英政府に財産を没収された被害者と遺族のための補償基金（2500万ポンド＝約50億円）を創設すると発表した。1930年代ドイツと東欧のユダヤ人の多くが資産を英、スイス、米などに移したが、39年の戦争勃発にともないユダヤ人資産は「敵国人の財産」として英国法により没収された。推定で45年当時の金額で約50万ポンドで、銀行口座のほか、年金や200点の美術品（推定時価500万円）も含まれる。1月中旬に申請用紙が配布され、公聴会が開かれる予定。請求審査委員会には法律、財政、ユダヤ人問題の専門家が参加し、資産は当時の金額でなく、99年現在の価値で計算される。（12/7 ロイター、AP）

■英パークレー銀行は360万米ドルの補償基金で和解へ。米銀行も資産補償訴訟の被告に

1940-44年のナチ支配下のフランスでユダヤ人から貯金を預かり返還していなかった仏各銀行とともに97年12月にホロコースト生存者と遺族によって米ブルックリン連邦裁判所に訴えられていたイギリスのパークレー銀行は、12月17日360万米ドル（約4億円）の補償基金設置で被害者側との合意に達したと発表した。パークレー側の説明によれば1941年当時預金していた可能性のあるユダヤ人は335人で、ユダヤ人顧客からの申請で基金から支払いを行い、すべてのケースが解決した後残った基金残額はホロコースト研究機関などに寄付される。裁判所の承認を得た上で実施される。他の仏の7銀行との裁判は継続中。（12/17ロイター）また最近の調査で米チェースマンハッタン銀行もナチ首脳から高く評価され、ナチから命令を受ける以前にユダヤ人口座（約100冊）を閉鎖していたことが判明、訴訟の被告に加えられることになった。J.P.モルガン銀行も現在調査中。（12/6ロイター、12/7AP）

■ドイツ連邦議会ホロコースト犠牲被差別少数民族などを慰霊

12月18日ドイツ連邦議会上院はホロコーストの犠牲になった被差別少数民族シンディ・ロマ（「ジプシー」は舊称）などを悼む慰霊式典を行った。1942年12月16日に発せられたナチス親衛隊長の命令でドイツとオーストリア在住の「ジプシー」全員がアウシュビッツに強制送還され、21000人が殺された。第2次大戦当時約百万人いた「ジプシー」の25-50%が殺害されたとされる。エイシェル・ハンス上院議長は「記憶し、思い出してくれる人たちがいる限り、殺された人びとは死んでいない。人びとの心の中に生き続ける」と述べた。

また、独連邦議会は97年5月に決定したナチ時代の兵役拒否者への一時金（4500米ドル＝約50万円）支払いの申請期限を1年間延長して99年12月まで受け付けることを決定した。これまでの申請者が2124人で予想より少なかったため。（12/18AP）

■オーストリアの武器工場跡で強制労働の外国人労働者名簿など3万冊のファイル発見

第2次大戦中にオーストリアで行われた奴隷労働の実態を調査している委員会は、強制

労働させられていた外国人労働者の名簿などを含む3万冊のファイルを発見したと15日発表した。場所はウィーン西方90マイルのリンツのナチス支配当時重要な武器製造工場跡地。現在米国での奴隷労働補償請求裁判のためこれらの資料発掘が弁護士と歴史学者の手で行われているほか、オーストリアの企業も独自に調査委員会を設け調査している。オーストリア政府もこうした訴訟を回避するため、強制労働、略奪被害者や不公平な戦後の損害賠償被害者に対する補償を検討中という。(12/15AP)

■ドイツ銀行の米銀買収、ホロコースト被害者とNY市会計検査官が許可保留を訴え

ドイツ銀行は11月に米バンカース・トラスト銀行の買収を発表(本紙24号参照)したが、ニューヨーク市のアラン・ハベシー会計検査官は12月7日合併を許可する米連邦政府とNY州政府に対し、ドイツ銀行が被害者からの請求を処理するまでは買収を遅らせるべきだとの声明を発表した。同検査官は直接許可を下す立場にはないが、先に被害者らが許可保留を連邦政府に要請した行動を支持したもの。同検査官は、昨年スイス銀行に対しても米国各自治体の金融担当官のネットワークを組織し、スイス銀行営業許可取り消しを提言して、スイスの銀行から被害者のために12億5千万ドルの補償を引き出している(本紙227、231号参照)。(12/7日付)

【*欧米では補償実現に向けた歩みが、紆余曲折をたどりながらも、着実に進みつつあるようです。独VW社の基金については249号で紹介しました。ご参照下さい。編集部】

■韓国人元女子勤労挺身隊員、名古屋三菱(元三菱重工名古屋航空機製作所)提訴へ

第2次大戦中に三菱重工名古屋航空機製作所道徳工場に朝鮮女子勤労挺身隊員として動員されたハルモニ5人が近く三菱重工側を相手どって補償請求裁判を起こす。1944年12月の東南海地震で6名の朝鮮女子勤労挺身隊員が犠牲になったが、54年目の12月7日に梁錦徳、金恵玉さんが来日、三菱重工名古屋航空宇宙システム製作所を訪れ、真相調査、謝罪、賃金支払い、損害賠償などを求めて会社側と直接交渉を行った。被害者代理人の質問・要請に対し、三菱側は「資料が発見できない」とおぼろげの調査報告。「話し合いによる解決の交渉には応じられない」と回答。誠実さを欠いた態度に被害者は失望と怒りを表明。予定どおり春提訴することを表明した。名古屋地裁に提訴される初めての戦後補償裁判で、名古屋で市民グループによる支援体制づくりが進んでいる。「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会」連絡先-T052-762-1528(高橋)、T/F052-731-9445(小出)

■＜案内＞第8回学校と地域をむすぶ交流会：あなたは国のために死ねますか？

1月23日(土) 15:00-日本キリスト教会館4F(西早稲田)、「高校生・OB・親シンポジウム」(埼玉・東京・千葉)、「小中高校の教師から見る21世紀の学校シンポジウム」、24日(日) 9:30-早稲田奉仕園205、「戦争協力三法案と日の丸・君が代」シンポジウム、パネラー=田巻一彦、山本英夫、岡村達夫、参加費=500円(1日/中高生無料)、主催=「日の丸・君が代」反対!学校と地域をむすぶ連絡会T03-3205-7363、F03-3207-3918

【裁判情報】1月14日(木) 江原道遺族訴訟、東京高裁、

1月22日(金) 13:20-中国人元「慰安婦」第2次訴訟、東京地裁709号(14:00-報告集会、弁護士会館、「マクドゥーガル報告を受けて」講師=前田朗)

【お知らせ&お願い】今年もよろしくお願いします。「読者と編集部が選ぶ!98年戦後補償実現!10大ニュース!」を今年も募集します。皆さんが重要と思われた98年の重大ニュースをFAXで03-3237-0287までお送り下さい。締切は1月20日(水)です。編集部

戦後補償実現！FAX速報 No. 251. 99. 1. 17.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 号 ■E-mail cfrtyo@aol.com

■中国・江沢民主席、新年演説でも歴史認識の重要性強調

中国の江沢民国家主席は1月1日の全国政治協商会議の新年会で演説を行い、日中関係に触れて「我々は歴史を鏡として未来を切り開くという点をずっと強調してきた」と語った。昨年訪日時に発表した日中共同宣言に「お詫び」が書き込まれなかった点などを配慮し、歴史認識の重要性を重ねて強調したとみられる。(1/3報)

■日英外相会談でクック英外相、元捕虜問題を取り上げ、善処求める

6日ロンドンで行われた日英外相会談でクック外相は英国人元捕虜が日本政府に謝罪と補償を求めている問題を取り上げ、「敏感な問題で国民の間に強い感情があることをお伝えする」と述べ、婉曲に善処を求めた。これに対し高村外相は「承知している。平和交流計画などを通じて、和解活動に誠実に取り組みたい」と回答した。(1/7報)

■中南米日系人強制収容補償、連邦請求裁判所が和解を承認。米補償管理窓口2月閉鎖へ

7日ワシントンの連邦請求裁判所は、第2次大戦中に米政府が中南米から日系人およびその家族を強制連行・収容した問題で、謝罪と補償を求めて行われていた集団訴訟が昨年6月に1人5千ドルの補償で和解することに合意した和解条件を最終的に承認した。これに基づき申請した731人に5千ドルとクリントン大統領の謝罪文が送付される。(1/8報・組)

しかし、実際に何人が補償を得られるかは不透明で、米政府側は昨年8月10日の締切期限後に出された申告はすでに却下しているほか、731人中約百人程度を非対象者と見込んでいるが、いずれにせよ補償基金は不足し、追加予算が必要になる。米政府の基金運用の失敗を追及し、追加予算の確保、中南米系被害者にも米国籍被害者と同等の1人2万ドルの補償を求めて昨年10月に「全米補償連合(NCCR)」が起こした集団訴訟は、12月にサンフランシスコ連邦地裁が訴えを棄却(権249報)したが、原告はただちに連邦高裁に控訴した。一方和解を拒否し、新たに1千万ドルの補償金を求めて昨年8月に提訴したヘンリー・シマさん(75歳、権233報)の裁判は、1月25日に公聴会が開かれる。米政府側はこの訴訟もワシントン連邦裁判所への移管を求めているという。米政府は補償業務を担当してきた司法省市民権部補償管理事務局(ORA)を2月5日に閉鎖することを決めているので、「正義のためのキャンペーン(CPJ)」では今月末までに未送付の書類や回答書を送るよう呼びかけている。問合せ先⇒小山T/F044-955-7216(CPJ事務局)

■日本政府、中国遺棄化学兵器処理業務室を設置し、処理費用を2000年度予算から計上へ

政府は旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器処理に2000年から本格着手する方針を決め、99年度に総合対策本部として「遺棄化学兵器処理業務室」を総理府内に設置することをこのほど内定した。また処理技術を早急に確立するため、現在内閣官房にある技術検討委員会に爆弾処理、化学処理、安全対策など5つの作業部会を設け、技術研究を急ぐ。処理費

用は2000年度予算から計上する。国際入札で処理事業の発注先を決め、2003年度までに中国吉林省に小型砲弾処理プラントを建設する。「赤筒」と呼ばれる化学兵器の処理は2000年度から開始予定。全体の費用は2千～5千億円とみられる。(1/5曜時)

■ピノチェト氏逮捕問題英上院再審理18日から。判事を増強、チリ政府代理人も参加へ

英上院上訴委員会でのピノチェト氏逮捕の可否をめぐる再審理が18日から始まる。逮捕を支持したNGOのアムネスティ関連団体の責任者だったホフマン氏が担当をはずされ、新たに3人が加わり7人判事制に。新たにチリ政府の代理人も参加するほか、アムネスティの弁論も再度行われる予定。なお、英上院は15日、一旦逮捕は合法とした決定を破棄した12月17日の再審理決定理由書を公表した。(後から)

■フィリピンの元「慰安婦」グレゴリオ・イバネッサさん逝去

フィリピンの「慰安婦」被害者・支援団体LILA PILIPINAによれば、元「慰安婦」のグレゴリオ・イバネッサさん(76)が12月25日に心臓病のため亡くなった。戦争中レイテ島で被害に会い、最近マニラ首都圏のケソン市に住んでいた。娘のコンソリシアさんが闘争は継承するという。(マニラ)

■「国民基金」に内外から批判高まる。3月までに行き詰まり打開策?

1/12付毎日新聞(「ニュース展望」)によれば、「女性のためのアジア平和国民基金」の和田春樹運営審議委員(東大名誉教授)は12月に村山富市元首相とソウルを訪れ、金大中韓国大統領に「償い金」受取への協力を求めて直訴したが、金大統領は「政府としては受け取れとも受け取るなとも言わない」と回答、韓国の支援団体・被害者と話し合うよう促したという。これまでの受取者は3ヵ国で約90人に過ぎず、募金で集めた3億円以上が宙に浮いたままで「償い事業」の行き詰まりは明らか。和田委員も「このまま解決策が見出せない、別の方法を考えざるをえない。3月までに結論を出したい」と語っていると紹介している。「世界」1月号では、坂本義和東大名誉教授と池明観翰林大学日本学研究所長とが対談の中で「国民基金」の論理、やり方、推進した知識人らを厳しく批判している。また「諸君」2月号では、同基金資料委員の桑郁彦日大教授が「『アジア女性基金』に巣喰う白アリたち」と題して、和田委員や高崎宗司委員(津田塾大教授)らの姿勢を具体例を挙げて批判している。

【公開フォーラムのご案内】戦後補償政策半期 — 現況と今後の課題 99

1月22日(金) 17:30-弁護士会館10F(開17:00)、報告=高木喜孝・谷直樹・横田雄一・新美隆・今村嗣夫・金敬得・菅谷邦雄・土屋公献弁護士、申恵手青山学院大助教授、佐藤健生拓殖大教授、田中宏一橋大学教授。参加費=千円(資料代込)、主催=戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会(弁連協)+戦後補償ネットワーク(T3237-0217)

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会1月例会

1月23日(土) 13:00-戦後補償ネット事務所(飯田橋)、99年の国連・ILOなどへの働きかけについて情報交換、T03-3237-0217、F03-3237-0287

■<案内>レポート「高校の授業と戦争」

1月24日(日) 13:30-新宿区消費者センター(高田馬場)、講師=島塚義和(高校教師) 主催=三光作戦調査会T/F03-3208-4693(渡辺)